

空家等の除却費補助

沖縄市では、空き家の所有者等による適切な管理を推進し、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的に空家等を除却する所有者等に対し、除却費の一部を補助します！

補助対象の空き家

- 市の認定する特定空家等
- 不良住宅に該当する空家等
※不良住宅に該当するか、事前調査の申請が必要です。

申請期間

7月31日～11月15日

※先着順で予算が無くなり次第受付終了

補助金額上限

- 補助対象工事費の4/5(上限70万円)
※補助額については、上記の他、国土交通大臣が定める1平方メートル当たりの補助上限額があります。

補助金交付までの主な流れ

①事前調査の申請

事前調査申請

- 事前調査申請書(第1号様式)に必要書類を添付して提出。

事前調査結果通知

- 市から事前調査の結果を通知します。
不良住宅に該当すると判定を受けた場合は、②補助金申請へ。

②補助金申請

補助金交付申請

- 補助金交付申請書(第3号様式)に必要書類を添付して提出。
- 添付書類に不足がある場合、受付ができません。

補助金交付決定通知

- 市から補助金交付決定の通知を受けた後、工事の契約・着手を行う。

完了実績報告書

- 工事完了後、完了実績報告書(第9号様式)に必要書類を添付して令和7年2月10日までに提出。

お問い合わせ 住まい建築課 住まい係(内線2645)

詳しくは
こちら



ブロック塀等の撤去費補助

通学路区域内の道路に面するブロック塀等の撤去費を一部補助します。

補助額

- A【基礎撤去無】ブロック塀等の延べ長さ×12,000円
- 【基礎撤去有】ブロック塀等の延べ長さ×19,000円
- B 施工業者からの見積×3分の2
- ※A・Bいずれか低い金額が補助されます。(上限20万円)

申込方法

6階住まい建築課に申請書(添付書類含む)を揃えて提出してください。

主な条件

- ①1.2mを超えるブロック塀等の撤去工事
- ②沖縄市に本社がある法人または沖縄市に事務所を有し住民登録している個人が行う工事であること
- ③申請前に着手していないこと
- ④令和5年度沖縄市住宅リフォーム支援事業を受けていないこと
- ⑤令和7年2月末までに実績報告ができること

お問い合わせ 住まい建築課 住まい係 ☎098-894-6139

詳しくは
こちら



令和6年度

沖縄市市政懇談会 (タウンミーティング) 一事前質問募集



沖縄市では広く市民の皆様からの意見・要望・提案をいただき、市民との協働によるまちづくりを進めるため、令和6年度 沖縄市市政懇談会(タウンミーティング)を11月に開催します。

つきましては、開催当日の会場で多くの質問にお答えするため、事前に質問を受け付けます。

提出方法

「氏名・連絡先・自治会名・質問事項」を記入の上、質問フォーム、FAX、メール、窓口のいずれかでご提出ください。質問は、所定の様式以外でもご提出いただけます。

提出期限

10月18日(金)まで

まちづくりへの
意見・要望・提案等
をお聞かせください

お問い合わせ・事前質問受付先

☎ 098-939-1212(内線2371)

✉ a12kouty@city.okinawa.lg.jp

FAX:098-934-0665

窓口:市役所 3階 秘書広報課 広報広聴係

質問フォーム ▶
(スマホなどから)

